

相模原市立中学校等部活動指針

令和4年3月改訂
相模原市教育委員会

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1章 学校教育の一環としての部活動について	
1 学校教育における部活動の位置付け・・・・・・・・	2
2 部活動の意義・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1) 自立して生きていく力を育む	
(2) 周りの人と協力して生きていく力を育む	
3 組織的な部活動経営体制の構築・・・・・・・・	3
(1) 学校部活動方針の策定	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
(3) 学校全体での共通理解	
(4) 家庭及び地域との連携	
4 学校体制としての活動状況の把握・・・・・・・・	4
(1) 校内の活動について	
(2) 校外の活動について	
第2章 部活動の指導者について	
1 学校体制における部活動顧問の位置付け・・・・・・・・	5
(1) 顧問の役割	
(2) 体罰・不祥事等の防止	
(3) 複数顧問体制の確保	
2 外部指導者の活用・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(1) 部活動技術指導者・	
(2) 部活動指導員	
第3章 中学生期における望ましい指導の在り方について	
1 効果的な指導について・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(1) 適切な活動日数・活動時間の設定	
(2) 長期的視野に立った指導	
(3) 生徒が主体的に取り組む力の育成	
第4章 安全管理と事故防止について	
1 日常の活動の安全管理・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(1) 活動実施に関する安全管理	
(2) 生徒の健康状況などを把握した安全管理	
(3) 生徒の事故防止・安全確保に注意した指導	
(4) 下校指導	
(5) 緊急時の対応	

はじめに

中学校及び義務教育学校後期課程（以下「中学校等」という。）における部活動では、体力や技術の向上はもとより、学年を超えたコミュニケーションを通してマナーや言葉遣いを学ぶことや、大会・コンクール等で日々の練習の成果を発揮し達成感や充実感又は悔しさを味わうことは、自らの手で未来を切り拓き、生きていくための力を育む上で重要な機会といえます。また、部活動を通して築いた友情は、生涯にわたって続く財産となることも多いです。一方で、過度の活動による弊害も指摘されており、生徒の心身にとってよりよい成長を促していくには、部員一人ひとりに対するきめ細かな指導とともに、休養日や1日の活動時間などの適切な設定が必要です。

平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」では、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、運動部活動における休養日及び活動時間についての基準が示されました。また、同年12月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」においても、生徒の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、運動部活動と同様の基準が示されました。そこで本市では、平成31年1月に「相模原市立中学校部活動指針(平成30年2月策定)」(以下「市指針」という。)を改訂し、生徒の健全な成長の促進と教員の負担軽減を図るため、適切な休養日等に関する内容を示しました。

その後、平成31年3月には、文部科学省より、勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の推進等を示した「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」が通知され、本市においても令和2年3月に「教職員の給与等に関する特別措置に関する条例施行規則」を制定し、教職員の業務量の適切な管理について定めました。

また、多様化する社会の中で、生徒が様々な活動に取り組む時間を確保することや、生涯にわたって豊かなスポーツライフや文化芸術活動を実現するために活動することは、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むために、重要であると考えます。

こうしたことから、令和3年度に改訂検討委員会を中心とした協議を経て、適切な活動日等に関する内容を一部改訂いたします。

なお、令和2年9月に文部科学省より、学校の働き方改革の視点を踏まえ、令和5年度以降の休日における部活動の段階的な地域移行について示した「教員の働き方改革を踏まえた部活動改革」が通知されており、今後、本市においても国の動向を注視しながら、地域の状況に応じた部活動の在り方を検討してまいります。

各学校においては、市指針に基づき、校長のリーダーシップの下、部活動の指導内容や方法について検討や見直しが進められ、適切かつ効果的な活動によって生徒一人ひとりの心身の成長がもたらされるとともに、教員の負担軽減やワーク・ライフ・バランスを図っていきます。

令和4年3月

相模原市教育委員会

第1章 学校教育の一環としての部活動について

1 学校教育における部活動の位置付け

- ・ 中学校学習指導要領（平成29年3月）からの抜粋

第1章総則第5の1ウ

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵(かん)養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

- ・ 中学校学習指導要領解説（平成29年7月）からの抜粋

第3章指導計画の作成と内容の取扱い

3 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項を踏まえ、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。また、文部科学省が実施した教員の勤務実態調査の結果では、中学校教諭の部活動に係る土日の活動時間が長時間勤務の要因の一つとなっており、その適切な実施の在り方を検討していく必要がある。

中学校等における部活動は、心身の健全な成長や生徒の社会性を高めることを目的とするものであり、学校教育の一環として位置付けられるものである。また、教育課程との関連が図られるよう留意し、生徒が自主的・自発的に活動できるように配慮することが大切である。

生徒の心身の健全な成長を促し、有意義な部活動を運営するには、正しい知識を身に付け、生徒の自主性を尊重し、対話を重視した指導を実践することが求められる。

2 部活動の意義

中学校等における部活動は、共通の種目や分野に興味・関心を持った生徒たちが自主的・自発的に集い、顧問の指導の下、個人や集団としての目的や目標をもって活動することを通して、様々な学びができる教育活動である。主な部活動の教育的意義は次のとおりである。

(1) 自立して生きていく力を育む

- ・自主性、協調性、責任感、自己有用感など、「豊かな人間性」を育む。
- ・達成感、充実感を体感し、「向上心」を培う。
- ・体力の向上や文化的教養を育むなど「心身の健康」の増進を図る。
- ・スポーツや文化芸能の楽しさを味わい、生涯にわたって豊かな生活を継続する「生涯学習の資質や能力」を育てる。

(2) 周りの人と協力して生きていく力を育む

- ・切磋琢磨していく中で、学級とは異なる「人間関係の形成」や「社会性の育成」を図る。
- ・教育課程内の活動で身に付けた力を活用し、更に発展させることで「学校生活の充実」を図る。

3 組織的な部活動経営体制の構築

(1) 学校部活動方針の策定

校長は、本指針に則り、毎年度「学校部活動方針」を策定し公表する。

顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール参加日等）を作成し、校長に提出する。

(2) 指導・運営について

校長は、生徒数や教員数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を運営できるよう、部を設置する。

(3) 学校全体での共通理解

学校全体で一貫した指導ができるよう、日頃の活動状況や指導の在り方について情報交換を行い、指導方法の工夫・改善が図られるように顧問会議を定期的で開催するなどの取組も重要である。

(4) 家庭及び地域との連携

円滑な部活動の運営のためには、学校だけではなく、家庭や地域と連携して運営を行うことが大切である。保護者や地域の理解や協力が得られるよう、以下の事項について配慮する。

- ・学校としての部活動の意義や活動の方向性、顧問としての指導方針などについて、部活動保護者会等を活用して保護者と共有する。
- ・練習内容や活動時間、休養日などを明確にした計画を作成し、できるだけ早く保護者に伝える。
- ・学級担任や保護者との連携を十分に図る。
- ・保護者や地域に活動を公開したり、地域の行事に参加したりするなど保護者・地域と関わる機会を設定する。

4 学校体制としての活動状況の把握

部活動は、校長のリーダーシップの下、共通理解を図って行われることから、平日の活動はもちろん休業日（土・日・祝日及び長期休業）の活動においても、活動状況を明確にしておくことが大切である。また、各部活動が活動状況を明確にしておくことで緊急時についても適切に対応することができる。

(1) 校内の活動について

- ・活動時間や場所等が職員室で分かるようにする。
- ・部員の参加状況を把握し、欠席部員の連絡等を行う。

(2) 校外の活動について

- ・事前に校外活動届を校長に提出して承認を得るとともに、行き先や交通手段、集合・解散時間等が分かるように職員室に掲示する。
- ・行き先や交通手段、集合・解散時間及び費用について保護者や部員と早めに確認をする。
- ・活動当日、連絡のない欠席については必ず保護者と連絡を取る。

第2章 部活動の指導者について

1 学校体制における部活動顧問の位置付け

部活動は、学校教育の一環として行われるものであることから、各部活動の運営、指導については顧問会議を定期的に行うなど学校組織として成果や課題を共有し、顧問に任せきりにならないようにすることが大切である。また、顧問による体罰を絶対に許さない意識を醸成することも重要である。

また、学校事情として、やむを得ず経験のない種目・分野の部活動顧問になるなど、精神的な負担感を感じることもあることから、できるだけ複数顧問体制をとるなど、顧問の健康状態や家庭の状況も含めて十分な配慮も必要である。

(1) 顧問の役割

ア 生徒に関わること

- ・生徒が自己実現を図ることができる部活動運営を計画的に行う。
(技術指導、生徒理解、生活指導)
- ・在籍する部員を掌握し、部員の健康を管理する。また、安全管理・安全指導を行うことで事故を防止する。
- ・学級担任や他の教員と連携を図り、生徒の学校生活を支援する。
- ・生徒主体の部活動ミーティングを行うなどリーダーの育成を図る。

イ 外部との調整などに関わること

- ・大会やコンクール、練習試合など学校外への引率を行う。
- ・保護者、地域との連携、調整を行う。
(活動方針の理解や保護者負担の相談や対応など)
- ・各種連盟や協会などとの連携、調整を行う。

ウ その他

- ・施設、用具の整備と安全管理を行う。
- ・課外活動助成金等の適正な管理を行う。

(2) 体罰・不祥事等の防止

体罰は、学校教育法第11条にも記載されている違法行為であり、厳正に対処されるものである。また、体罰は個人の問題にとどまらず、保護者や生徒からの信頼を大きく失うなど、学校教育全体において重大な問題である。

また、人権を害する不適切な言動(生徒の人間性や人格を否定するような発言や行動)等は、精神的な苦痛を伴い、体罰と同等に生徒の心身に大きな影響を与えてしまう場合も多くある。

したがって、これらの行為は決して許されないものであるという認識を全顧問がもち、体罰等のない指導に徹することが重要である。

(3) 複数顧問体制の確保

小規模校では難しい面もあるが、次の観点から、どの部活動においても原則複数顧問体制に努める。

- ・顧問の負担軽減
- ・生徒の相談や保護者・地域への対応、事故発生時の迅速な対応
- ・体罰（暴言・暴力）等の抑止

2 外部指導者の活用

(1) 部活動技術指導者

本市では、顧問の協力者として、部活動の活性化を目指した「中学校部活動技術指導者派遣事業」を実施している。教員以外に指導者を求める場合、学校教育の一環である部活動の意義に対する理解があり、指導者としての資質・能力を備えた人材を校長が教育委員会に推薦し、教育委員会が委嘱する。推薦にかかる条件は以下の観点である。

- ・学校教育に理解があり、その学校の教育方針に協力できる者
- ・指導種目の専門的な技術を有し、中学生に適切な指導ができる者
- ・指導に際し、生徒の人権への配慮ができる者

技術指導ができる外部の指導者に協力を依頼することは、経験のない種目や分野の顧問になっている教員にとって心強いものである。しかし、円滑な部活動運営のために必要なことは技術指導だけではない。以下の観点到留意して技術指導者との連携を図る必要がある。

- ・技術指導者に任せきりにしない。
- ・顧問による積極的な生徒への言葉かけを行う。
- ・練習計画、活動計画の作成などのマネジメント業務を主体的に行う。

(2) 部活動指導員

部活動を通じた生徒一人ひとりの成長及び教員の部活動指導に係る負担軽減を図るため、顧問として部活動指導を担う部活動指導員を任命する。部活動指導員は人格・識見ともに優れ、生徒の指導に適しているとともに、学校教育に十分な理解を有し、スポーツ、文化、科学等に関する部活動指導において十分な指導経験を有する者とする。

【部活動指導員の業務内容】

- ・実技指導
- ・安全・障害予防に関する知識・技術の指導
- ・対外試合等、学校外での活動における生徒の引率
- ・用具・設備の点検・管理
- ・部活動の管理運営（会計管理等）
- ・年間・月間指導計画の作成
- ・生徒指導に係る対応
- ・事故が発生した場合の現場対応 等

第3章 中学生期における望ましい指導の在り方 について

1 効果的な指導について

中学校等における部活動は、共通の種目や分野に興味・関心をもった生徒たちが自主的・自発的に集い、顧問の指導のもと、個人や集団としての目的や目標をもって活動することを通して、充実感や達成感を味わうなど、生徒が豊かな学校生活を送ることができてこそ、その意義を果たす。結果至上主義等から長時間にわたる活動を行い、部活動以外の活動に支障が出るようであれば、豊かな学校生活を送ることができない。

また、生徒の健全な成長を促すとともに、顧問のワーク・ライフ・バランスを図るという点からも、適切な対応を行うことが必要である。

(1) 適切な活動日数・活動時間の設定

中学生期の発達段階を考慮し、適切な活動日及び活動時間等を設定することは、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長を確保するために必要である。

ア 校長は、次の基準に従い、各部の活動日及び活動時間等を設定し、保護者・生徒等に周知する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

【学期中の活動日数】

○学期中は、週4日以内（平日3日以内・土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）1日以内）

- ・〔休養日〕原則として、平日は少なくとも2日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・〔練習試合〕練習試合等でやむを得ず週末に続けて活動した場合は、他の週末や祝日に休養日を振替え、少なくとも週末、祝日は、合わせて月に4日以上休養日が確保できるようにする。
- ・〔週末の大会参加〕大会やコンクール（予選会を経て県大会以上に通じる予選会から本選等）参加により、週末等に続けて活動した場合（日曜日が大会のため、土曜日に健康安全上の配慮から練習等を行った場合等）は、休養日を他の日（翌週末や祝日及び平日）に振り替える。
- ・〔夏季休業中の大会日程〕大会やコンクールの日程上、他の日への振替が困難な場合については、生徒の健康安全を配慮し、練習時間の短縮による部分的な休養など、生徒の心身の休養が図られるよう努める。

【活動時間】

- 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末及び長期休業中を含む）は3時間程度を限度とする。
- 学期中は、始業時間前の朝練習を行わない。

- ・できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ・やむを得ず大会、コンクール、練習試合等で3時間程度を超えて活動する場合には、平日の活動時間を減らしたり、休養日を増やしたりするなど生徒の健康面に配慮する。

【長期休業中の活動日数】

- 長期休業期間中の活動日数は、学期中の活動日数（週4日以内）とし、心身の休養に努める。
- 夏季休業（7/21～8/24）中の部活動の活動日数は県、関東、全国大会に出場する日数を除いて16日間を越えないものとする。
- 冬季休業期間（12/25～1/7）中の部活動の活動日数は5日間を越えないものとする。
- 学年末休業（3/26～3/31）及び学年始休業（4/1～4/6）期間中の部活動の活動日数は6日間を越えないものとする。

- ・生徒が十分な休養をとることができるとともに、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設け、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう配慮した計画を作成する。
- ・夏季休業期間中における学校閉庁期間中は原則として活動しない。
- ・冬季休業期間中における閉庁期間中は活動しない。

イ 顧問は 第1章3（1）に従い毎月の活動日、休養日等の計画表を作成し、前月末までに校長に提出し承認を得る。

教育委員会は必要に応じて、各校の計画表（各校書式）について提出を求め、支援及び指導・助言する。

（2）長期的視野に立った指導

- ・生徒が将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現する力を育成することに重点を置く。
- ・目の前の結果だけを追うのではなく、生徒の長期的なスポーツ活動や文化活動を見通した育成を心掛ける。
- ・効率的・効果的な活動に努め、生徒一人ひとりの長所を伸ばす前向きな指導に心掛け、モチベーションを高めることに重点を置く。
- ・各関係団体が作成する部活動の指導手引を活用して、効果的な指導が行われるようにする。

（3）生徒が主体的に取り組む力の育成

- ・個々の生徒が、技能や記録、感性などを高めるために活動を工夫し、それぞれが成長を実感できるようなコーチングを意識する。
- ・生徒同士で話し合う機会を意図的に設定し、目標達成や課題解決に向けて必要な取組を共に考え、実践につなげる。
- ・顧問と生徒、生徒同士のコミュニケーションの充実を図り、活動の目的や内容について共有するように心掛ける。

第4章 安全管理と事故防止について

1 日常の活動の安全管理

(1) 活動実施に関する安全管理

- ・気象条件等、活動の実施に関して十分な安全確認を行うこと。熱中症事故防止の観点から、気温が高くなる時期の活動の際には、気象庁から発表される高温注意情報等の情報と活動前に各活動場所で計測した暑さ指数（WBGT）や活動中の暑さ指数の推移、生徒の個々の体調などから総合的に判断し、運動中止を含めた適切な措置を講ずること。

(2) 生徒の健康状況などを把握した安全管理

- ・部員の心身の状況を観察し、健康管理に努める。
- ・保護者、学級担任、養護教諭、生徒指導担当などとの情報交換、連携を密にする。
- ・部長を中心として、部員同士でお互いの健康状態を意識させ、異常があればすぐに顧問に報告させる体制をつくる。

※身体状況などは個人情報であるため、取扱いには十分に注意する。

(3) 生徒の事故防止・安全確保に注意した指導

- ・生徒はまだ自分の限界、心身の影響などについて十分な知識や技能をもっていないことを前提として、計画的で無理のない活動となるように留意する。
- ・生徒の体調の確認、関係する施設、設備、用具などの定期的な安全確認、事故が起こったときの対応の確認などに留意する。
- ・身体接触を伴う活動は、安全を確保する工夫や配慮を行う。

(4) 下校指導

- ・学校として定めている下校時刻を遵守し、用具の片付けや更衣時間を考慮した上で活動時間を設定する。
- ・試合やコンクール等、校外で活動する場合は、目的、行き先、集合・解散時間及び費用について、生徒及び保護者と確認する。
- ・校外で活動する際には、日没時刻や交通事情などを考慮した上で活動時間を設定する。
- ・やむを得ない事情により下校時刻が遅くなる場合は、保護者への連絡を徹底するなど、家庭との連携を密にする。

(5) 緊急時の対応

学校内外を問わず、生徒の事故等に対して、迅速かつ適切な対応や治療につなぐためには、顧問間の連携はもちろんのこと、生徒自らが適切に対応できるよう日頃から指導しておくことが大切である。

- ・対応手順を図式化するなど、分かりやすい連絡体制をつくる。また、生徒が加害者になる場合も想定しておく。
- ・生徒や保護者に緊急に連絡を行う場合を想定した連絡体制をつくる。

※連絡先は個人情報であるため、取扱いには十分に注意する。